

議案第103号

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年清水町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する。

議案第104号

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第1条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第1条の2 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

第2条見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第7項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

第5条の見出し中「例外」を「特例」に改める。

附則を附則第1項に改め、同項の次に次の3項を加える。

2 清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第1条の2中「とする」とあるのは「並びに清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定による降給とする」とする。

3 第2条第7項の規定は、清水町職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第105号

職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

職員の定年に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年に関する条例（昭和59年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び題名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第16条の3第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有する

と認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員¹の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員¹の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員¹の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員¹の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、

延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の數に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで

64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧

条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であ

って、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用さ

れた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規

定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年

の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第106号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第107号

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第108号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第9項の項を削り、同表第9条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表以外の部分中「任期付短時間勤務職員」を「前項に定めるもののほか、任期付短時間勤務職員」に改め、同条の表中「

第4条の2	法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による	前条の規定により決定された
第9条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

」を「

第9条の3第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の
-------------	---------------	--

		<p>規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
--	--	---

」に改め、同表第16条の4第2項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任期付短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の給与条例第4条第9項に規定する基準給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（育児短時間勤務職員等に関する読替え）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、清水町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

議案第109号

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例（平成14年清水町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

3 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年清水町条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、職員の定年に関する条例（昭和59年清水町条例第23号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例による改正後の公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

議案第110号

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条の3第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第13条及び第13条の2中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）」を「勤務時間等条例」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の2の3第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
第16条の4第2項中「第8条」を「第4条第2項から第8項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

27 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員

(5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

」に改める。

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の清水町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第27項から第33項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される清水町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される清水町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条

第3項の規定を適用する。

- 6 新給与条例第16条の2の3第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第2項から第8項まで、第8条から第9条の2まで、第14条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

- 第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第111号

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「450円」を「480円」に、「4,500円」を「4,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に清水町公衆浴場の入浴料を前納している者の入浴料の額は、なお従前の例による。

議案第 1 1 2 号

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

清水町職員の再任用に関する条例（平成 14 年清水町条例第 43 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 3 号

令和 4 年度清水町一般会計補正予算（第 9 号）の設定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度清水町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度清水町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,603,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年12月6日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		396,001	953	396,954
	2 手数料	55,012	953	55,965
15 国庫支出金		1,016,567	751	1,017,318
	1 国庫負担金	327,887	751	328,638
16 道支出金		685,982	30,993	716,975
	1 道負担金	183,580	1,295	184,875
	2 道補助金	478,177	29,698	507,875
18 寄附金		300,193	100	300,293
	1 寄附金	300,193	100	300,293
19 繰入金		688,234	61,780	750,014
	1 基金繰入金	688,234	61,780	750,014
21 諸収入		111,365	222	111,587
	4 雑入	95,476	222	95,698
歳 入	合 計	9,508,297	94,799	9,603,096

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		83,361	70	83,431
	1 議会費	83,361	70	83,431
2 総務費		979,134	1,249	980,383
	1 総務管理費	814,435	1,058	815,493
	4 選挙費	37,387	191	37,578
3 民生費		1,638,328	8,803	1,647,131
	1 社会福祉費	996,472	7,295	1,003,767
	2 児童福祉費	641,856	1,508	643,364
4 衛生費		987,149	698	987,847
	1 保健衛生費	815,044	△320	814,724
	2 清掃費	172,105	1,018	173,123
5 労働費		10,488	△63	10,425
	1 労働費	10,488	△63	10,425
6 農林業費		1,440,201	38,328	1,478,529
	1 農業費	1,302,370	38,328	1,340,698
7 商工費		292,511	22,222	314,733
	1 商工費	292,511	22,222	314,733
8 土木費		1,271,355	6,995	1,278,350
	1 土木管理費	12,364	△55	12,309
	4 都市計画費	84,324	2,600	86,924

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住宅費	161,793	4,450	166,243
10 教育費		873,945	14,656	888,601
	2 小学校費	76,230	4,928	81,158
	3 中学校費	117,013	2,767	119,780
	4 幼稚園費	57,107	588	57,695
	5 社会教育費	193,400	2,452	195,852
	6 保健体育費	249,069	3,921	252,990
12 公債費		1,145,612	726	1,146,338
	1 公債費	1,145,612	726	1,146,338
13 諸支出金		450,862	1,115	451,977
	1 行政費	180,173	1,115	181,288
歳	出	合	計	
		9,508,297	94,799	9,603,096

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農業用水施設管理業務委託	令和5年度	7,337 千円
御影公民館公務補業務委託	令和5年度	5,302 千円

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	1,354,737	0	1,354,737
2 地方譲与税	208,313	0	208,313
3 利子割交付金	1,400	0	1,400
4 配当割交付金	2,500	0	2,500
5 株式等譲渡所得割交付金	3,500	0	3,500
6 法人事業税交付金	11,000	0	11,000
7 地方消費税交付金	228,000	0	228,000
8 ゴルフ場利用税交付金	9,500	0	9,500
9 環境性能割交付金	17,000	0	17,000
10 地方特例交付金	5,591	0	5,591
11 地方交付税	3,341,040	0	3,341,040
12 交通安全対策特別交付金	1,900	0	1,900
13 分担金及び負担金	120,163	0	120,163
14 使用料及び手数料	396,001	953	396,954
15 国庫支出金	1,016,567	751	1,017,318
16 道支出金	685,982	30,993	716,975
17 財産収入	43,093	0	43,093
18 寄附金	300,193	100	300,293
19 繰入金	688,234	61,780	750,014
20 繰越金	183,168	0	183,168

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	111,365	222	111,587
22 町債	779,050	0	779,050
歳入合計	9,508,297	94,799	9,603,096

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	83,361	70	83,431	0	0	0	70
2 総務費	979,134	1,249	980,383	0	0	700	549
3 民生費	1,638,328	8,803	1,647,131	2,115	0	△200	6,888
4 衛生費	987,149	698	987,847	△69	0	953	△186
5 労働費	10,488	△63	10,425	0	0	0	△63
6 農林業費	1,440,201	38,328	1,478,529	29,698	0	289	8,341
7 商工費	292,511	22,222	314,733	0	0	△150	22,372
8 土木費	1,271,355	6,995	1,278,350	0	0	4,450	2,545
9 消防費	325,254	0	325,254	0	0	0	0
10 教育費	873,945	14,656	888,601	0	0	△917	15,573
11 災害復旧費	97	0	97	0	0	0	0
12 公債費	1,145,612	726	1,146,338	0	0	0	726
13 諸支出金	450,862	1,115	451,977	0	0	△800	1,915
14 予備費	10,000	0	10,000	0	0	0	0
歳出合計	9,508,297	94,799	9,603,096	31,744	0	4,325	58,730

2 歳 入

(款)14 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3衛生手数料	33,202	953	34,155	2清掃手数料	953	1 し尿処理手数料 953
計	55,012	953	55,965			

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	267,903	1,410	269,313	2障害福祉費負担金	1,410	1 自立支援給付費負担金 1,410
2衛生費国庫負担金	59,984	△659	59,325	1保健衛生総務費負担金	△659	1 国民健康保険基盤安定負担金 △545 2 未就学児均等割保険税負担金 △114
計	327,887	751	328,638			

(款)16 道支出金

(項) 1 道負担金

1民生費道負担金	114,911	705	115,616	3障害福祉費負担金	705	1 自立支援給付費負担金 705
2衛生費道負担金	68,669	590	69,259	1保健衛生総務費負担金	590	1 国民健康保険基盤安定負担金 3,019 2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △2,372 3 未就学児均等割保険税負担金 △57
計	183,580	1,295	184,875			

(款)16 道支出金

(項) 2 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
4農林業費道補助金	413,641	29,698	443,339	3農業振興費補助金	29,698	1 環境保全型農業直接支援対策事業補助金	4,198
						28 産地生産基盤パワーアップ事業補助金	25,500
計	478,177	29,698	507,875				

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

2特定寄附金	300,192	100	300,292	1特定寄附金	100	1 特定寄附金	100
計	300,193	100	300,293				

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	297,234	63,180	360,414	1財政調整基金繰入金	63,180	1 財政調整基金繰入金	63,180
3公共施設建設等基金繰入金	180,609	△1,200	179,409	1公共施設建設等基金繰入金	△1,200	1 公共施設建設等基金繰入金	△1,200
7いきいきふるさとづくり基金繰入金	32,000	△200	31,800	1いきいきふるさとづくり基金繰入金	△200	1 いきいきふるさとづくり基金繰入金	△200
計	688,234	61,780	750,014				

(款)21 諸 収 入

(項) 4 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3雑 入	95,463	222	95,685	3雑 入	222	10 社会教育事業参加料 27 自動車事故共済金
計	95,476	222	95,698			△67 289

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 議 会 費	83,361	70	83,431				70	13 使用料及び 賃借料	70	011030 議会事務 70 13 使用料及び賃借料 70 10 複写機等借上料 64 30 議会だより等編集用ソフト 使用料 6
計	83,361	70	83,431				70			

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	305,077	194	305,271				194	12 委 託 料	194	021020 総務事務 194 12 委託料 194 40 職員総合健診等委託料 194
6企 画 費	275,137	864	276,001			700	164	18 負担金、補 助及び交付 金	164	021160 まちづくり推進事務 864 18 負担金、補助及び交付金 164 30 地方バス路線維持費補助 金 164 24 積立金 700 10 いきいきふるさとづくり 基金積立金 700
				(寄) いきいきふるさとづくり寄 附金		700		24 積 立 金	700	
計	814,435	1,058	815,493			700	358			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支出 金	道 道 金	地方債				
4町議会議員 選挙費	18,949	191	19,140				191	10 需用費	144	024070 町議会議員選挙事務 191
								12 委託料	47	10 需用費 144
										30 印刷製本費(選挙公報等)) 144
										12 委託料 47
										30 投票機点検整備委託 料 47
計	37,387	191	37,578				191			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2社会福祉施 設費	11,887	149	12,036				149	10 需用費	149	031040 社会福祉施設管理 149
										10 需用費 149
										50 施設修繕料(福祉館分) 149
3老人福祉費	226,270	100	226,370			100		24 積立金	100	031050 老人福祉費事務 100
				(寄) 特定寄附金		100				24 積立金 100
										10 老人福祉基金積立金 100
4障害福祉費	378,733	2,820	381,553	2,115			705	19 扶助費	2,820	031070 自立支援給付事業 2,820
				(国) 自立支援給付費負担金	1,410					19 扶助費 2,820
										10 自立支援給付費 2,820

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 道 支 出 金	地方債	その他				
				(道) 自立支援給付費負担金 705						
6老人福祉センター運営費	14,969	763	15,732				763	10 需用費	763	031140 老人福祉センター管理 763 10 需用費 763 14 燃料費(重油) 609 40 電気料(老人福祉センター分) 154
7保健福祉センター費	46,497	2,927	49,424			△300	3,227	10 需用費	3,135	031150 保健福祉センター管理 2,927 10 需用費 3,135 14 燃料費(重油) 1,749 40 電気料(保健福祉センター分) 1,386 14 工事請負費 △208 18 保健福祉センターエアコン設置工事 △208
				(入) 公共施設建設等基金繰入金 △300				14 工事請負費	△208	
8世代間交流センター運営費	9,998	536	10,534				536	10 需用費	536	031160 世代間交流センター管理 536 10 需用費 536 15 燃料費(灯油) 426 40 電気料(世代間交流センター分) 110
計	996,472	7,295	1,003,767	2,115		△200	5,380			

(款) 3 民 生 費

(項) 2 児 童 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2保育施設運営費	357,149	1,291	358,440				1,291	10 需用費	1,300	032060 保育施設運営事業 △9 12 委託料 △9 40 職員健康診断等委託料 △9
								12 委託料	△9	032070 保育施設管理 1,300 10 需用費 1,300 15 燃料費(灯油) 944 40 電気料(保育施設分) 356
5学童クラブ運営費	51,403	217	51,620				217	10 需用費	217	032160 学童クラブ運営 217 10 需用費 217 15 燃料費(灯油) 116 40 電気料(学童クラブ分) 101
計	641,856	1,508	643,364				1,508			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

1保健衛生総務費	475,496	△3,165	472,331	△69			△3,096	27 繰 出 金	△3,165	041020 国民健康保険事務 0 27 繰出金 0 10 国民健康保険特別会計繰出金 △3,070 11 国民健康保険基盤安定繰出金 3,299 12 未就学児均等割保険税繰
				(国) 国民健康保険基盤安定負担金 △545						
				(国) 未就学児均等割保険税負担金 △114						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	道 金	地方債 その他				
				(道) 国民健康保険基盤安定負担 金 3,019					出金 △229 041040 後期高齢者医療保険事務 △3,165 27 繰出金 △3,165 13 後期高齢者医療保険基盤 安定繰出金 △3,165	
3環境衛生費	15,295	147	15,442				147	10 需用費	147	041130 葬斎場管理 147 10 需用費 147 15 燃料費(灯油) 147
5公衆浴場管理費	34,011	2,698	36,709				2,698	10 需用費	2,698	041160 町営公衆浴場管理 2,698 10 需用費 2,698 14 燃料費(重油) 2,406 40 電気料(公衆浴場分) 292
計	815,044	△320	814,724	△69			△251			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出	道 金	地方債					その他
1清掃費	122,525	523	123,048				953	△430	12委託料	523	042030 し尿処理事業 523 12 委託料 523 52 し尿収集運搬業務委託料 523
							(手) し尿処理手数料 953				
2清掃センター費	49,580	495	50,075					495	10需用費	495	042050 清掃センター管理 495 10 需用費 495 15 燃料費(灯油) 170 40 電気料(清掃センター分) 325
計	172,105	1,018	173,123				953	65			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働費

1労働諸費	10,488	△63	10,425					△63	7報償費	△50	051020 労働諸費事務 △63 7 報償費 △50 12 産業安全大会事業報償 △50 12 委託料 △13 51 産業安全大会清掃業務委 託料 △13
									12委託料	△13	
計	10,488	△63	10,425					△63			

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 道 支 出 金	地方債	その他				
3農業振興費	407,965	31,075	439,040	29,698			1,377	12 委託料	△23	061060 農業振興費事務 31,075 12 委託料 △23
				(道) 環境保全型農業直接支援対策事業補助金 4,198				18 負担金、補助及び交付金	31,098	40 担い手コーディネーター健康診断委託料 △15 41 職員健康診断委託料 △8 18 負担金、補助及び交付金 31,098 35 環境保全型農業直接支援対策事業交付金 5,598 39 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 25,500
5牧場費	451,060	6,169	457,229			289	5,880	10 需用費	5,889	061100 牧場運営事業 6,169 10 需用費 5,889
				(諸) 自動車事故共済金 289				12 委託料	△9	70 飼料費(牧場用) 5,889 12 委託料 △9
								21 補償、補填及び賠償金	289	40 職員健康診断委託料 △9 21 補償、補填及び賠償金 289 12 牧場作業車両事故賠償金 289
6土地改良事業費	257,069	330	257,399				330	14 工事請負費	330	061130 明渠排水路・国営施設管理 330 14 工事請負費 330 10 明渠排水路維持管理等工事 330

(款) 6 農林業費

(項) 1 農 業 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地方債	その他				
7農業用水管理費	66,650	754	67,404				754	10 需用費	754	061140 十勝川左岸地区農業用水管理事務 102 10 需用費 102 50 施設修繕料（施設・管路分） 102 061150 御影地区農業用水管理事務 652 10 需用費 652 40 電気料（施設分） 269 50 施設修繕料（施設・管路分） 383
計	1,302,370	38,328	1,340,698	29,698		289	8,341			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

1商工振興費	270,925	22,354	293,279				22,354	18 負担金、補助及び交付金	22,354	071020 商工振興事業 22,354 18 負担金、補助及び交付金 22,354 36 地域活性化商品券事業補助金 19,595 41 小規模事業者持続的発展支援事業給付金 1,926 42 中小企業等事業再構築促進事業給付金 833
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	----------------	--------	---

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3観光施設費	7,666	△132	7,534			△150	18	14 工事請負費	△132	071050 観光施設管理 △132 14 工事請負費 △132 113 円山展望台施設改修工事 △132
				(寄) いきいきふるさとづくり寄 附金		△150				
計	292,511	22,222	314,733			△150	22,372			

(款) 8 土 木 費

(項) 1 土 木 管理 費

1土木総務費	12,364	△55	12,309				△55	12 委 託 料	△55	081020 建築事務 △55 12 委託料 △55 51 町有施設変圧器PCB含 有調査委託料 △55
計	12,364	△55	12,309				△55			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

1都市計画総務費	39,654	2,600	42,254				2,600	10 需 用 費	2,600	084030 都市施設管理 2,600 10 需用費 2,600 40 電気料 (公設灯、地下道 分) 2,600
計	84,324	2,600	86,924				2,600			

(款) 8 土 木 費

(項) 5 住 宅 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1住宅管理費	48,924	4,450	53,374			4,450		10 需用費	4,450	085030 町営住宅・貸付住宅管理 4,450 10 需用費 4,450 50 施設修繕料 (町営住宅分)) 3,620 51 施設修繕料 (貸付住宅分)) 830
計	161,793	4,450	166,243			4,450				

(款)10 教 育 費

(項) 2 小 学 校 費

1小学校管理費	76,230	4,928	81,158				4,928	10 需用費	4,928	102030 小学校施設維持管理 4,928 10 需用費 4,928 14 燃料費 (重油) 1,247 15 燃料費 (灯油) 525 40 電気料 (小学校分) 839 45 水道料 (小学校分) 817 50 施設修繕料 (小学校分) 1,500
計	76,230	4,928	81,158				4,928			

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
1中学校管理費	55,778	2,767	58,545				2,767	10 需用費	2,767	103040 中学校施設維持管理 2,767 10 需用費 2,767 14 燃料費(重油) 1,688 15 燃料費(灯油) 351 40 電気料(中学校分) 728
計	117,013	2,767	119,780				2,767			

(款)10 教育費

(項) 4 幼稚園費

1幼稚園管理費	57,107	588	57,695				588	10 需用費	588	104030 幼稚園施設管理 588 10 需用費 588 14 燃料費(重油) 384 40 電気料(幼稚園分) 204
計	57,107	588	57,695				588			

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1社会教育総務費	45,694	△100	45,594	(諸) 社会教育事業参加料	△49	△51	7 報償費	△44	105040 青少年教育事業 △44 7 報償費 △44
							10 需用費	△56	10 少年教育事業報償 △44 105050 成人教育事業 △56 10 需用費 △56

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
									21 家庭教育事業用食糧費 △56	
3文化会館費	49,287	1,136	50,423			△100	1,236	10 需用費 14 工事請負費	1,202 △66	105090 文化会館施設管理 10 需用費 14 燃料費(重油) 14 工事請負費 13 文化センタートイレプ ス改修工事 14 文化センターエアコン設 置工事
						(入) 公共施設建設等基金繰入金 △100				1,136 1,202 1,202 △66 △33 △33
4図書館・郷 土史料館費	51,847	473	52,320			△550	1,023	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費	983 △17 △493	105110 図書館・郷土史料館運営 事業 12 委託料 40 職員健康診断委託料 105120 図書館・郷土史料館施設 管理 10 需用費 14 燃料費(重油) 40 電気料(図書館分) 14 工事請負費 13 図書館トイレ改修工事 14 郷土史料館展示改修工事
						(寄) いきいきふるさとづくり寄 附金 △550				△17 △17 490 983 330 653 △493 △449 △44

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出	道 金	地方債 その他					
5中央公民館費	8,132	△54	8,078			△18	△36	8 旅費	△26	105130 中央公民館費事業 8 旅費	△54 △26
						(諸) 社会教育事業参加料 △18		10 需用費	△28	20 普通旅費 10 需用費 21 チャレンジクラブ事業用 食糧費	△26 △28 △28
6御影公民館費	13,566	481	14,047				481	10 需用費	481	105160 御影公民館施設管理 10 需用費	481 481
										14 燃料費(重油) 15 燃料費(灯油)	439 42
7地域学習施設費	4,476	63	4,539				63	10 需用費	63	105190 剣の郷創造館管理 10 需用費	63 63
										14 燃料費(重油)	63
8農村環境改善センター管理費	10,874	453	11,327				453	10 需用費	453	105210 農村環境改善センター施設管理 10 需用費	453 453
										14 燃料費(重油)	453
計	193,400	2,452	195,852			△717	3,169				

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

1保健体育総務費	17,579	△330	17,249				△330	7 報償費	△330	106040 保健体育事業 7 報償費	△330 △330
----------	--------	------	--------	--	--	--	------	-------	------	------------------------	--------------

(款)10 教育費

(項)6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	道 道 金	地方債				
									14 燃料費(重油) 1,150 40 電気料(給食センター分)) 1,437 14 工事請負費 △47 31 蒸気回転釜交換工事 △28 33 厨房下処理室シンク交換 工事 △19	
計	249,069	3,921	252,990			△200	4,121			

(款)12 公債費

(項)1 公債費

1元 金	1,119,777	810	1,120,587				810	22 償還金、利 子及び割引 料	810	121010 公債費元金分 810 22 償還金、利子及び割引料 810 10 長期債償還元金 810
2利 子	25,835	△84	25,751				△84	22 償還金、利 子及び割引 料	△84	121020 公債費利子分 △84 22 償還金、利子及び割引料 △84 10 長期債償還利子 △84
計	1,145,612	726	1,146,338				726			

(款)13 諸支出金

(項) 1 行政費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出 金	道 道 金	地方債					その他
1行政費	180,173	1,115	181,288			△800	1,915	10 需用費	1,924	131020 会計年度任用職員給料・ 共済費等	△18
						(入) 公共施設建設等基金繰入金 △800		12 委託料	△18	12 委託料	△18
								14 工事請負費	△791	40 職員健康診断委託料	△18
										131060 役場庁舎等管理	1,133
										10 需用費	1,924
										14 燃料費(重油)	699
										40 電気料(庁舎分)	1,225
										14 工事請負費	△791
										15 庁舎エアコン設置工事	△791
計	180,173	1,115	181,288			△800	1,915				

議案第 1 1 4 号

令和 4 年度清水町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) の設定
について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定
について議会の議決を求めらる。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,305,050千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 道支出金		817,060	815	817,875
	1 道負担金	817,060	815	817,875
4 繰入金		146,063	0	146,063
	1 一般会計繰入金	110,760	0	110,760
歳入	合計	1,304,235	815	1,305,050

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,337	165	33,502
	1 総務管理費	32,855	165	33,020
2 保険給付費		793,314	650	793,964
	1 療養諸費	696,300	650	696,950
3 国民健康保険事業費納付金		462,993	0	462,993
	1 医療給付費分	325,148	0	325,148
	2 後期高齢者支援金等分	98,655	0	98,655
	3 介護納付金分	39,190	0	39,190
歳 出 合 計		1,304,235	815	1,305,050

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	340,949	0	340,949
2 道支出金	817,060	815	817,875
3 財産収入	1	0	1
4 繰入金	146,063	0	146,063
5 諸収入	162	0	162
歳入合計	1,304,235	815	1,305,050

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特 定 財 源			
				国道支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	33,337	165	33,502	165	0	0	0
2 保険給付費	793,314	650	793,964	650	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	462,993	0	462,993	0	0	0	0
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	0	0	0	0
5 保健事業費	13,029	0	13,029	0	0	0	0
6 基金積立金	1	0	1	0	0	0	0
7 諸支出金	1,206	0	1,206	0	0	0	0
8 予備費	354	0	354	0	0	0	0
歳出合計	1,304,235	815	1,305,050	815	0	0	0

2 歳 入

(款) 2 道支出金

(項) 1 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1保険給付費等交付金	817,060	815	817,875	1保険給付費等交付金（普通交付金）	650	1 保険給付費等交付金（普通交付金） 650
				2保険給付費等交付金（特別交付金）	165	2 特別調整交付金 165
計	817,060	815	817,875			

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	110,760	0	110,760	1保険基盤安定繰入金保険税軽減分	4,389	1 保険基盤安定繰入金保険税軽減分（一般） 3,314 2 保険基盤安定繰入金保険税軽減分（支援金） 929 3 保険基盤安定繰入金保険税軽減分（介護） 146
				2保険基盤安定繰入金保険者支援分	△1,090	1 保険基盤安定繰入金保険者支援分（一般） △594 2 保険基盤安定繰入金保険者支援分（支援金） △370 3 保険基盤安定繰入金保険者支援分（介護） △126
				3未就学児均等割保険税繰入金	△229	1 未就学児均等割保険税繰入金 △229
				6財政安定化支援事業繰入金	△165	1 財政安定化支援事業繰入金 △165
				7その他一般会計繰入金	△2,905	1 その他一般会計繰入金 △2,905
計	110,760	0	110,760			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
2国保連合会 負担金	5,004	165	5,169	165			18 負担金、補 助及び交付 金	165	200200 国保連合会負担金 165 18 負担金、補助及び交付金 165 14 国保事業システムクラウ ド改修負担金 165	
計	32,855	165	33,020	165						

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

2療養費	4,200	600	4,800	600			18 負担金、補 助及び交付 金	600	200701 療養費 600 18 負担金、補助及び交付金 600 30 一般被保険者療養費 600
									(道) 保険給付費等交付金(普通 交付金) 600
3審査支払手 数料	2,100	50	2,150	50			11 役務費	50	200900 審査支払手数 数料 50 11 役務費 50 50 審査支払手数 数料 50
									(道) 保険給付費等交付金(普通 交付金) 50
計	696,300	650	696,950	650					

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	道 金	地方債				
1医療給付費	325,148	0	325,148							
				(入) 保険基盤安定繰入金保険税 軽減分(一般)					3,314	
				(入) 保険基盤安定繰入金保険者 支援分(一般)					△594	
				(入) 未就学児均等割保険税繰入 金					△181	
				(入) 財政安定化支援事業繰入金					△82	
				(入) その他一般会計繰入金					△2,457	
計	325,148	0	325,148							

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
1後期高齢者 支援金	98,655	0	98,655							
				(入) 保険基盤安定繰入金保険税 軽減分(支援金)	929					
				(入) 保険基盤安定繰入金保険者 支援分(支援金)	△370					
				(入) 未就学児均等割保険税繰入 金	△48					
				(入) 財政安定化支援事業繰入金	△67					
				(入) その他一般会計繰入金	△444					
計	98,655	0	98,655							

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1介護納付金	39,190	0	39,190						
--------	--------	---	--------	--	--	--	--	--	--

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 道 支 出 金	地方債	その他				
				(入) 保険基盤安定繰入金保険税 軽減分(介護) 146						
				(入) 保険基盤安定繰入金保険者 支援分(介護) △126						
				(入) 財政安定化支援事業繰入金 △16						
				(入) その他一般会計繰入金 △4						
計	39,190	0	39,190							

議案第 1 1 5 号

令和 4 年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）の設定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		135,044	4,230	139,274
	1 後期高齢者医療保険料	135,044	4,230	139,274
2 繰入金		59,861	△3,165	56,696
	1 一般会計繰入金	59,861	△3,165	56,696
歳入	合計	196,653	1,065	197,718

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		188,063	1,065	189,128
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	188,063	1,065	189,128
歳 出	合 計	196,653	1,065	197,718

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	135,044	4,230	139,274
2 繰入金	59,861	△3,165	56,696
3 繰越金	1,626	0	1,626
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	196,653	1,065	197,718

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 (単位：千円)			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	8,276	0	8,276	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	188,063	1,065	189,128	0	0	△3,165	4,230
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	194	0	194	0	0	0	0
歳 出 合 計	196,653	1,065	197,718	0	0	△3,165	4,230

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2普通徴収保険料	54,111	4,230	58,341	1現年度分普通徴収保険料	4,230	1 現年度分普通徴収保険料 4,230
計	135,044	4,230	139,274			

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	59,861	△3,165	56,696	2保険基盤安定繰入金	△3,165	1 保険基盤安定繰入金 △3,165
計	59,861	△3,165	56,696			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
1後期高齢者 医療広域連 合納付金	188,063	1,065	189,128			△3,165	4,230	18 負担金、補 助及び交付 金	1,065	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 1,065 18 負担金、補助及び交付金 1,065 10 後期高齢者医療広域連合 納付金(保険料分) 4,230 11 後期高齢者医療広域連合 納付金(基盤安定分) △3,165
計	188,063	1,065	189,128			△3,165	4,230			

議案第116号

令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第5号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

令和4年度 清水町水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和4年度清水町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	256,933 千円	1,218 千円	258,151 千円
第1項 営業費用	242,941 千円	1,504 千円	244,445 千円
第2項 営業外費用	13,732 千円	△ 286 千円	13,446 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を次のように改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,836千円は、過年度分損益勘定留保資金63,231千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,605千円で補てんするものとする。）

2 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	221,000 千円	36 千円	221,036 千円
第2項 企業債償還金	61,340 千円	36 千円	61,376 千円

令和4年12月6日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第5号)
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			256,933	1,218	258,151
	1. 営業費用		242,941	1,504	244,445
		1. 原水及び浄水費	48,892	1,504	50,396
	2. 営業外費用		13,732	△ 286	13,446
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	9,273	△ 286	8,987

資本的收入及び支出

収 入
支 出

補正なし

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			221,000	36	221,036
	2. 企業債償還金		61,340	36	61,376
		1. 企業債償還金		61,340	36

令和4年度清水町水道事業会計補正予算説明書(第5号)
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費用			256,933	1,218	258,151			
	1. 営業費用		242,941	1,504	244,445			
		1. 原水及び浄水費	48,892	1,504	50,396	8. 動力費	1,504	浄水場電力料 1,504
	2. 営業外費用		13,732	△ 286	13,446			
		1. 支払利息及び企業 債取扱諸費	9,273	△ 286	8,987	1. 企業債利息	△ 286	企業債利息 △ 286

資本的収入及び支出

資本的収入 補正なし

資本的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1. 資本的支出			221,000		36	221,036			
	2. 企業債償還金		61,340		36	61,376			
		1. 企業債償還金	61,340		36	61,376	1. 企業債償還金	36	企業債償還金 36

議案第 1 1 7 号

令和 4 年度清水町下水道事業会計補正予算（第 4 号）の設定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度 清水町下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度清水町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 下水道事業費用	297,362 千円	3,947 千円	301,309 千円
第1項 営業費用	281,780 千円	3,849 千円	285,629 千円
第2項 営業外費用	15,319 千円	98 千円	15,417 千円

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和4年度 清水町下水道事業 補正予算実施計画（第4号）
収益的収入及び支出

収入

補正なし

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用			297,362	3,947	301,309
	1. 営業費用		281,780	3,849	285,629
		2. 処理場管理費	75,159	3,849	79,008
	2. 営業外費用		15,319	98	15,417
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	4,070	98	4,168

令和4年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第4号）
収益的收入及び支出

公共下水道事業収益的收入 補正なし

公共下水道事業収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 下水道事業費用			217,365	3,238	220,603				
	1. 営業費用		203,466	3,140	206,606				
		2. 処理場管理費		60,287	3,140	63,427	3. 燃料費	113	燃料費（灯油） 113
							4. 動力費	3,027	処理場電力料 3,027
	2. 営業外費用		13,768	98	13,866				
		1. 支払利息及び企業 債取扱諸費	2,519	98	2,617	1. 企業債利息	98	企業債利息 98	

令和4年度清水町下水道事業会計補正予算説明書（第4号）
収益的收入及び支出

集落排水事業収益的收入

補正なし

集落排水事業収益の支出

（単位：千円）

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 下水道事業費用			79,997	709	80,706			
	1. 営業費用		78,314	709	79,023			
		2. 処理場管理費	14,872	709	15,581	3. 燃料費	19	燃料費（灯油） 19
						4. 動力費	690	処理場電力料 690